

ころさない・ころされない・ころさせない

イヤです
非通 戦信



発行:2009・8/6
第16号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11

シティコープ 上町402市民共同ビル SORA内

ファックス: 06-7777-4925

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

「国家意思」が透けて見える原判決

司法の歴史認識を問う！

今一度届け「返せこの手に」の声

◆◆ 控訴審第一回弁論報告 ◆◆

2009年7月10日、大阪高裁で「靖国イヤです訴訟」の第1回控訴審の口頭弁論が始まりました。

2009年2月26日の大阪地裁判決は、合祀をおこなうことは靖国神社の信教の自由であって、国の関与は単なる行政サービスに過ぎないという、被告（靖国神社・国）側の主張をほぼ全面的に認めるものでした。しかし、そんな主張がまかり通ってしまっただけはたいへんです。以下、原判決の問題点を「控訴人準備書面」や法廷での陳述に従って紹介していきたいと思います。

原判決（大阪地裁判決）の根本的な誤りは、まず、国が靖国神社の後ろ盾になっているという事実をまったく捨象した点にあります。

靖国神社が国家とは全く無関係の単なる一宗教法人であるのなら、そしてまた「国家に身を捧げた」という基準にかなう戦没者を祀り、その祀った戦没者を「殉国精神」という特異な思想の普及に利用することがなければ、「信教の自由」であるとした原判決にも理があるでしょう。しかし、靖国神社には、戦前の合祀基準に基づいて新たに209万人以上の戦没者が合祀されたという事実は、何よりも雄弁に戦後も国家意志が貫かれていることを示しています。戦前の合祀基準にかなうと思われた戦没者の名前を靖国神社に提供するために、何人もの地方公務員に指令を出し、

膨大な予算を使ってきました。合祀という行為だけからすると主犯は靖国神社であって国が共犯という形になりますが、靖国神社を残すと決めたのは国であって、むしろ主犯は国であると言うべきでしょう。「新靖国問題資料集」がその第一級の証拠です。そして今日もなお多くの国会議員・閣僚・首相が鳴り物入りで参拝を続け、靖国思想の普及宣伝に協力し続けています。

靖国神社の背後に国家権力があるということを見ず、抽象的な「信教の自由」の対立とした上で、原判決は、遺族らの思いを「不快の感情」および「嫌悪の感情」と評価するほかなく、そこには「何の権利侵害もない」と判断しました。

原告は遺族の承諾がない宗教行為を自由に認めるべきではなく、一定の制約が加えられるべきであるという主張をしてきましたが、原判決では、靖国神社の合祀という信教の自由の行使には何の制約もないと述べています。

原判決は原告の主張を非常に奇妙な形にねじ曲げて、「国家にとって不都合な宗教団体を邪教として制約する道筋を開く解釈をすることは著しく危険であるので、原告らの主張は採用することができない」と述べています。

原告は靖国神社の合祀に遺族の承諾がないことを問題にしているのに、なぜそれが「国家にとって不都合な宗教団体を邪教とするこ

と」につながるのでしょうか？ 靖国神社はまさに「国家にとって好都合な宗教団体」なのに。

さらに、原判決は、靖国神社合祀を単に「靈爾簿等に戦没者の氏名を記載」することであり、「祭神を祀るという極めて抽象的観念的なものであって、信仰の自由そのものと同視できるもの」だとしています。内心の自由としての「信仰」は、絶対に保証されますから、こうしておけば「他者との権利衝突」もなく、「他者に対する強制や不利益の付与を想定することもできない」としています。

しかし、靖国神社の合祀は「内心の自由」ととどまるどころか、むしろ「外部的に表現されたもの」の最たる例です。靖国神社は合祀をおこなうことで「殉国精神の宣揚普及」をおこない、甚大な社会的・政治的影響力を持ち続けています。それは現に、それに承服できない遺族に大きな精神的苦痛を与える加害行為となっています。靖国神社の合祀はもはや原告らにとっては名指しの「呪い」に他なりません。

原審では、「敬愛追慕の情を基軸とする人格権」が侵害されたとする原告の主張に対して、裁判所は、原告らが「名誉権の侵害」や「プライバシーの利益の侵害」を「具体的に主張していない」として、これをもって「損害賠償請求や差し止め請求を導く法的利益として認めることができない」と判断しました。

しかしながら、原告の準備書面ではちゃんと戦没者の名誉権やプライバシー権についても「具体的に」論述しているのです。準備書面だけではありません。実際の法廷の場でも原告の全員が口頭でそれぞれ約30分にわたって陳述をしているのです。裁判所はこうした証拠をなぜ無視するのでしょうか。

憲法は国と個人との関係を第一義的に規定していますから、私人対私人の関係では直接適用できないことになっています。しかし、憲法第20条2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」という規定は、靖国神社と原告の関係においても「公序良俗」として適応できる

と加島弁護士は法廷での口頭弁論において主張しました。

原告にとって、戦没者が靖国神社の祭神とされることは根源的な強制です。したがって、たとえ靖国神社が一宗教法人に過ぎなくとも、上記の憲法の規定を公序良俗の内容とすることで、靖国神社の合祀をやめさせる法的な根拠とすることができます。なぜなら、民法に「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする」という規定があるからです。民法は私人が守るべき法律ですから、靖国神社が、「宗教法人」を隠れ蓑にして逃れようとしても無駄です。

（この点については前例として、男女の定年に差をつけることは男女平等に反するという最高裁の判例があります。男女平等は憲法の規定ですが、これを公序良俗の内容とすることで、私人である民間企業に適用したのです。「日産自動車事件」）

一方、靖国神社側の代理人、竹之下弁護士は、控訴審における口頭弁論で、原判決をまったくそのまま踏襲する主張をおこないました。この訴訟で争われていることは、山口県自衛官合祀訴訟の最高裁判決で決着済みの問題であり、これ以上何も論議することはないというのが、国と靖国神社の基本的態度です。

しかし、原判決にはこれまで述べたように多くの問題点があります。裁判で求められるのは具体的な証拠であるのに、「靖国問題新資料集」をはじめ具体的な証拠を示した原告の側が退けられてしまうというのは、「国家意思」がこの裁判にも影響したと言わざるを得ません。

仕切り直しの控訴審で、再度こちらの正しさを裁判官に突きつけていきましょう。

吉岡奈保子



傍 聴 記

～木を見て森を見ない司法判決は国民から見離される～

真宗大谷派・靖国訴訟を支援する会
安西賢誠（元愛媛玉串料訴訟原告）

7月10日、第一回大阪高裁控訴審、3時間開廷。四国松山から約5時間、傍聴券の抽選に間に合うように1時間前に到着。到着時は雨。抽選珍しくあたる！傍聴者少なめだったからか？

あれは2月26日だった。原判決は「原告らの請求、いずれも棄却」。

第一報を知ったつぶやき。「なんでやねん…」。

地裁判決には立ち会えなかったけれど、新憲法下において、なお国と靖国神社との驚くべき継続的癒着・一体化の実態など未公開資料も含め公開された「新編 靖国神社問題資料集」（国立国会図書館）が2007年3月に出たので、どのような司法判断がなされるか注目していた。原告側弁護団は準備書面（第16、第17）において戦後の合祀も靖国神社の単独行為などでなく、国との共同行為、むしろ実質的には膨大な量の情報を長きにわたり提供してきたという意味では国（厚生省援護局など）が主導的に関わってきたことを明確に主張した。しかし、判決では「新編 靖国神社問題資料集」から透けて見える露骨な国の関与については無視し「多数の合祀を行う上で重要な要素をなしていた」と言いつつ「結局のところ・・・靖国神社が最終的に決定していた」と国の違法行為を限りなく軽くあつかい、原告自らの「敬愛追慕の人格権」も認めない矮小化判決だった。

当然のことながら今回の控訴理由の総論において「原判決の根本的誤り」の第一番目に「国家が後ろ盾になっている事実を捨象した議論の誤り」を挙げ、次のように指摘している。

「そもそも戦前の靖国神社合祀はわずか約37万5000人に止まる。これに対し、戦

後、国設神社の地位を離脱して民間の一宗教法人になって以降の靖国神社に、新たに209万人以上の戦没者、しかも基本的に国の戦前の合祀基準を充たした戦没者が合祀され得た事実は、戦後の靖国神社合祀が国の意思に基づいて、その全面的な支援・協力の下になされたことの何よりの証拠である。」

思い起こせば私の関わった愛媛玉串料訴訟では、県が玉串料など公金を靖国・護国神社のみに長年にわたり支出行為を繰り返してきたことに対し、最高裁大法廷判決（1997.4/2）ではその違法性について

「本件においては、他の宗教団体の挙行する同種の儀式に対して同様の支出をしたという事実がうかがわれないのであって、県が特定の宗教団体との間にのみ意識的に特別のかかわり合いをもったことを否定することができない。これらのことからすれば、地方公共団体が特定の宗教団体に対してのみ本件のような形で特別のかかわり合いを持つことは、一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心呼び起こすものといわざるを得ない。」

と15人中13人の裁判官が「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とある憲法20条3項や89条（公金支出の禁止）にまじめに向き合った判決を示した。とりわけ「印象を与え」とか「関心を引き起こす」というある意味象徴的表現で県の支出行為を宗教儀式への参加と認定した点は注目に値する。一見、玉串料という名目の公金を、愛媛県職員が靖国神社に届けただけの宗教性のない行為のようであるが、大法廷判決では（公金支出という）「奉納に儀礼的な意味合いがあることも否定でき

ない」としつつも「憲法制定の経緯に照らせば、たとえ相当数の者がそれを望んでいるとしても、そのことゆえに、地方公共団体と特定の宗教とのかかわり合いが、相当とされる限度を超えないものとして憲法上許されることになるとはいえない」と「信仰の自由」を考える上で極めて大事な視点にふれているのである。

つまり歴史―「憲法制定の経緯」と人格権―「たとえ相当数の者がそれを望んでいるとしても」という文言である。確かに、人権侵害があったかどうか、法的に保護しなければならないほどの問題かどうかは、愛媛玉ぐし料訴訟が地方自治法による「住民訴訟」で、靖国神社や国を被告にした本件合祀取消し(差し止め)および損害賠償請求事件とは事案が違ふ。しかし、裁判官その人が「信仰の自由」あるいは「精神の自由」なるものをどれほどのものとして認識しているか。「合祀」という、他でもない靖国神社の根幹とも言える国の意図を体した軍事的宗教行為がどうして「祭神を祀る」という極めて抽象的観念的なものであって」となどと一蹴できるのか。祭神が増え続けるなどという神社は明治以前に日本にはなかったのである。原判決を書いた裁判官の歴史認識、宗教感覚はどうなっているのだろうか。この靖国神社の特異性が人の精神を、その人格をいかに傷つけているか。村岡判決では「あまりに主観的かつ抽象的」とか「不快の心情」「嫌悪の感情」としてしか認識できず、法的保護に値しないと言うのである。

支援する私たちは、木を見て森を見ない「司法界」の罠に捕らわれる必要はない。少なくとも、国家という権力と宗教という権威が、守り救うはずの個の人格を、憲法の番人たる裁判官までもが踏みしめるならば、法廷の外において、勝敗を超えて批判し続けなければならないと思う。

第1回目の控訴審が終わり外に出たとき、再び小雨が降っていた。ほぼいつもの顔なじみを中心とした控訴内容の「報告集会」のあと、一献傾けたのはいうまでもない。安眠できる処までの道は遠かった。まさに日暮れて道遠しである。

＝あたより＝

暑中・そして災害
お見舞い申し上げます

- ◆この夏は異常気象で各地の水・風災害大変でしたが、みなさん大丈夫でしたでしょうか？
- ◆自然災害もさることながら自公政治による人災被害も極限です。人が人らしく生きれる世の中を！私たち自身の手で。
- ◆控訴審からもズッシリと思いが詰まった、たくさんのカンパを寄せて頂きました。ありがとうございます。

《6月》

■ひきこもりで何もできなく、心苦しく想っています(大津 K.A)

【事務局より】夏ばてしないように、無理のないよう、通信の読者として応援してくださいね。

■大日本帝国の敗戦から64年「靖国合祀イヤです訴訟」提訴から3年、また夏ですね。ということは、「共に闘う会」の年会費納入期です。この4月11日フィリピン人家族カルデロンさんが強制送還されたのを機に「在日特権を許さない市民の会」という団体が埼玉県 市の中学校周辺をはじめ、全国各地で集会デモを行っています。このような排外主義に社会が染め上げられるようでは、「靖国」解体も「9条改憲阻止」もできません。共に声を上げましょう。闘いましょう(大阪市 M.T)

■粘り強く参りましょう！(新潟市 I.S)

■日頃の活動に感謝！(兵庫県 K.Y)

■2005年を最後に会費を入れてませんでした。申し訳ありません。岡山のイラク派兵違憲訴訟では勝手に〇〇されることの苦痛を意見陳述で訴えましたがやっぱり門前払いでした。裁判官にはまともな判断能力がないように思います。民事訴訟こそ市井の正常な感覚を持ち込む裁判員制度導入が必要と想うのですが・・・(岡山市 M.S)

【事務局より】入金ありがとうございます。

■何もできなくて、申し訳なく存じます。ささやかですが、支援の気持ちまでに

(太田市 T.K)

■殉国の民を養成する天皇教の殿堂(靖国神

社)を拒絶したはずの新憲法が発効して60年。これまで我々は何をしていたのか、政教分離の憲法などないがごとく権力は一宗教法人を保護し関与し続けてきた。それが許されるのは多くの迷妄の国民の無関心にある。戦争を悪として放棄した憲法を抱きながら、何故戦争を賛美する宗教の存在を容認したのか、今になっては慚愧に耐えない。民主主義においては必ずしも正論が勝とは限らない、我々にとって永遠の闘いと覚悟すべきか

(泉南郡 N.S)

■初孫が生まれました。新しい命を国に捧げることではできません！(神戸市 M.I)

【事務局より】おめでとうございます。まったくですね！

■通信、原告古川さんの二人のお兄さんの手紙、じっくり読ませてもらいました。ムラムラと腹の底からの怒りがこみ上げてきます。まさに「靖国合祀」は怪物です(柏原市 WS)

■いつも手元不如意、少額のカンパ申し訳ない。靖国は我が国の信条を無視した特有の戦争遂行装置。ノリトをあげるヒマがあったら遺骨の収集に行けといたい(豊中 O.H)

■アジアの平和のためにどんな役割を果たしているか日本人なら気づきなさい

(岐阜市 K.H)

■主権在民、国民主権がますますないがしろにされる特定の金権宗教政党がそのことをまさに証明したのが定額給付金であることを忘れてはならないと想います(富田林 T.O)

■いつまでも抗議しつづけなければならないのは残念です(東大阪市 A.M)

■いつもご連絡ありがとうございます。なかなか一緒に行動できないこと、申し訳ありません(京都 M.Y)

■みなさまのご努力がこの社会を少しでも良いものに変えてゆく力になると想います。みなさまのご努力に心から感謝申し上げます

(津奈 I.K)

■ふえみんの K.U さんが「イヤです通信」15号をよんで「・・・力を合わせて抵抗しなければと強く思いました。控訴審に行けず声援するのみ・・・」と手紙とお金が届きましたので(カンパ)送ります(古川佳子)

■竜一忌に「イヤです通信」がちゃんと資料袋に入っていました。グットタイミングでし

た。お世話になりました。ゲストの佐高信の話も良かったし、新しい松下フアンがどんどんふえていくのもうれしい現象です。ありがとうございました(箕面市 F.Y)

■いつもお世話さまです(川崎市 S.M)

■「竜一忌」で久しぶりにお元気な古川佳子さんにお目にかかり、ご無沙汰を恥じています(福岡 M.S)

■「返せこの手に」と詠まれたお母様の悲しみを怒りに変えて闘っておられる古川さんに心からの共感と敬意を覚えます。イラクで息子をなくした母親たちも今立ち上がっています。母親パワーを結集すれば大きな力になるのではないかと思います(箕面 S.K)

■公判にはなかなか行けませんが、強く応援しています(大阪市 N.T)

＝第二回弁論期日＝

日 時 10月28日(水)
午後1時30分～

(傍聴抽選のため一時間前には裁判所正面玄関周辺に集合)

法 廷 202号法廷

内 容 前回被告側より出された答弁書に対する反論を中心に弁論が行われます

＝かみ碎き学習会＝

当日弁論終了後すぐ移動してください。

場 所 エル大阪5階
研修室2



本の紹介《1》 ただ念仏して

徐 翠珍

—親鸞・法然からの励まし

著者 菱木政晴



おおよそ宗教・仏教と縁のない者でも親鸞や法然の「非僧非俗」「神祇不拝」だの「非戦」だのと聞こえてくれば、「ん？ちょっと読んでみようかな」と興味をそそるものである。そんな興味から

ちょっと手にしてみたくなる「美しい本」である。(本の体裁から著者は想像できない!)

仏教とはなに?の問いに誰にでも分かるように、を心がけているのが読める。法然の「選択集」を意識して問答形式になっているのは分かりやすく、読みやすい。

さて、この本を読んで親鸞、法然の思想が分かったかな?

世の中、「革命家」だらけだと、迷惑な話である。自己主張のぶつかり合いばかりで革命など起こりやしない!しかし「平和と平等っていいですね」「それっていいですね」と声を上げる人々が増えることで「革命」は起こるかも知れない。そんな希望と勇気を持つこと、声を上げ続けることなら私にもできそう!

それでもやはり宗教とは無縁だけど、ヤスクニ訴訟に関わっていると、「殺さない・殺されない・殺させない」は真理。(これはブッタの言葉)。「殺させない」世界の実現が無い限り、誰でもが「殺され」「殺す」立場に立たされる可能性からは逃れられない。親鸞や法然が気に掛かり出す。

そこで手にとったこの本を読んでみる。タイミングは「ちょうどいいかも」である。筆者の力作であることはよく分かる。

読み終えてみると、筆者のこんな声が聞こ

えてきた。

「僕は臆病で革命家にはなれないけれど、精一杯ささやき続け、やがて腹から叫び続けたい」「戦争や殺戮のない平和で平等な社会」、「それっていいですね!」と。

親鸞や法然に励まされながら、ジョン・レノンとともに声を上げてみる、「一人で言えばつぶやきだけれど、みんなで言えば、シュプレヒコール、それを聞いてくれる人がいれば「平和」と「平等」の希望も捨てたものじゃない。(イマジンより)

発行 白澤社

発売 現代書館

定価 2000円

本の紹介《2》

これに増す悲しきことの

何かあらん

—靖国合祀拒否・大阪判決の射程

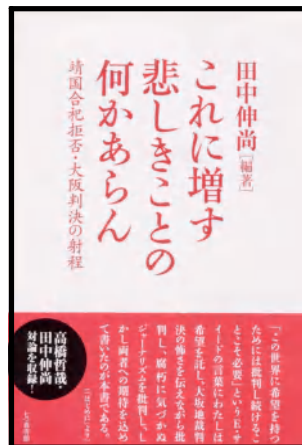
(高橋哲哉・田中伸尚対談を収録)

編著 田中伸尚

ジャーナリストとして、弁論日には一度も欠かさず傍聴席で耳を傾け、こころを傾けてきた一人の人間として、あの余りにも無惨な2009年2月26日の大阪地裁判決、そして余りにも冷たい報道、なんとしても批判せねば……。そんな著者の思いが感じられます。

原告たちの陳述、高橋哲哉さんの学者証人としての尋問内容、判決要旨、控訴の準備書面を掲載。今一度原告らの無念さを反復しては、怒りがふつふつと沸いてきます。

この本によってより多くの人々にこの訴訟の意味、判決の不当性、メディアのあり方など、もう一步、歩を進めて考える機会になればと思いつつページをめくりました。



発行 七つ森書館

定価 1800円